

平成20年6月2日

株 主 各 位

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

ミネバ株式会社
代表取締役 山 岸 孝 行

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次頁のご案内に従って平成20年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢
軽井沢プリンスホテル ウェスト 国際会議場「浅間」
（会場が昨年と異なっておりますので、
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第62期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件
第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、平成20年6月26日（木曜日）午後5時30分までにご行使下さい。

以 上

~~~~~  
◎本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.minebea.co.jp/>）において、掲載することによりお知らせいたします。

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使下さいますようお願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。  
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご登録下さい。
3. インターネットによる議決権行使は、平成20年6月26日（木曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使下さるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft®Internet Explorer 5.5 SP2以上、またはNetscape 6.2以上を使用できること。  
ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。)  
(Microsoftは、米国Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国の Netscape Communications Corporation の登録商標です。)

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、下記にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

|          |   |                                                                                                           |
|----------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主名簿管理人  | ： | 住友信託銀行株式会社 証券代行部                                                                                          |
| 【専用ダイヤル】 |   |  0120-186-417 (24時間受付) |

## 【機関投資家の皆様へ】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社（株式会社I C J）が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、原油高や原材料の高騰に加え、期後半に住宅・建設投資の落ち込みもあり減速感が見られたものの、設備投資や輸出の増加に支えられ高水準に推移した企業収益により緩やかな拡大を続けました。米国経済は、期後半にはサブプライム住宅ローン問題による金融・資本市場の混乱や住宅市場の調整が深まる等、先行きの不透明感が強まり、好調であった設備投資や個人消費も減速に転じる等、景気後退リスクが強まってまいりました。欧州経済は、減速感が見られたものの内需主導の緩やかな成長が続きました。一方、中国経済は、輸出と固定資産投資の増加により高い経済成長が続き、その他のアジア諸国の経済も総じて堅調に推移しました。

当社グループは、かかる経営環境下で、収益力のさらなる向上を実現するために、徹底したコスト削減、高付加価値製品と新技術の開発及び拡販活動に注力してまいりました。

この結果、売上高は334,431百万円と前連結会計年度に比べ3,409百万円(1.0%)の増収となり、営業利益も30,762百万円と4,497百万円(17.1%)の増益となりました。経常利益は27,691百万円と前連結会計年度に比べ5,848百万円(26.8%)の大幅増益となり、当連結会計年度当期純利益も16,303百万円と3,440百万円(26.8%)の大幅増益となり、売上高及び当期純利益は過去最高となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示しますと、次のとおりであります。

#### 機械加工品事業

機械加工品事業は、当社グループの主力製品であるボールベアリングのほか、主として航空機に使用されるロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置(HDD)用ピボットアッセンブリー等のメカニカルパーツ、自動車及び航空機用のねじ並びに防衛関連製品であります。前連結会計年度に比べ、主力製品であるボールベアリングの売上は、自動車業界・情報通信機器関連業界への積極的な拡販により大きく増加しました。ロッドエンドベアリングは、米国・欧州を中心に航空・宇宙産業向けに売上が増加しました。また、ピボットアッセンブリーも売上を伸ばしました。これらの結果、売上高は144,034百万円と前連結会計年度に比べ6,372百万円(4.6%)の増収となりました。営業利益は、基礎技術・製品技術・製造技術の追求

に努め、増産や継続的な原価低減を実施した結果27,750百万円となり、前連結会計年度に比べ1,555百万円(5.9%)の増益となりました。

### 電子機器事業

電子機器事業は、情報モーター（ファンモーター、ステッピングモーター、振動モーター及びブラシ付DCモーター）、HDD用スピンドルモーター、PC用キーボード、スピーカー、液晶用バックライト、インバーター並びに計測機器が主な製品であります。情報モーターをはじめとした各種モーターが、携帯電話、オフィスオートメーション、PC及び周辺機器向けに順調に売上を伸ばし、計測機器も新市場の開拓により売上が大きく増加しました。一方、事業構造改革により高付加価値品に特化を進めているキーボード及びスピーカーの売上が大きく減少しました。売上高は190,396百万円と前連結会計年度に比べ2,963百万円(△1.5%)の減収となりました。営業利益は、情報モーター及びキーボードの業績改善が進み、3,012百万円と前連結会計年度に比べ2,943百万円の大幅な改善となりました。

#### ② 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、機械加工品事業11,959百万円、電子機器事業12,929百万円で、総額24,888百万円であります。機械加工品事業の主なものは、タイ、中国、シンガポールにおけるベアリング等の増産及び合理化対応設備、タイにおけるピボットアッセンブリー増産設備等、電子機器事業の主なものは、タイにおけるスピンドルモーター関連設備及びバックライトを中心とした電子デバイス関連設備、タイ、中国、マレーシアにおける情報モーター関連設備等であります。

#### ③ 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

#### ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

#### ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 59 期<br>(平成16.4～<br>平成17.3) | 第 60 期<br>(平成17.4～<br>平成18.3) | 第 61 期<br>(平成18.4～<br>平成19.3) | 第 62 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成19.4～<br>平成20.3) |
|------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)            | 294,422                       | 318,446                       | 331,022                       | 334,431                                    |
| 経 常 利 益 (百万円)          | 10,206                        | 14,595                        | 21,843                        | 27,691                                     |
| 当 期 純 利 益 (百万円)        | 5,581                         | 4,257                         | 12,862                        | 16,303                                     |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 13.93                         | 10.67                         | 32.23                         | 40.86                                      |
| 総 資 産 (百万円)            | 332,217                       | 349,862                       | 354,784                       | 320,544                                    |
| 純 資 産 (百万円)            | 102,088                       | 117,577                       | 142,558                       | 131,730                                    |

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 第61期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                         | 第 59 期<br>(平成16.4～<br>平成17.3) | 第 60 期<br>(平成17.4～<br>平成18.3) | 第 61 期<br>(平成18.4～<br>平成19.3) | 第 62 期<br>(当事業年度)<br>(平成19.4～<br>平成20.3) |
|---------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                                 | 185,232                       | 206,831                       | 228,406                       | 225,071                                  |
| 経 常 利 益 (百万円)                               | 11,057                        | 10,236                        | 12,396                        | 12,265                                   |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) (百万円)        | 3,504                         | △3,378                        | 5,618                         | 4,304                                    |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益<br>又 は 当 期 純 損 失 (△) (円) | 8.72                          | △8.47                         | 14.08                         | 10.79                                    |
| 総 資 産 (百万円)                                 | 361,664                       | 357,560                       | 357,104                       | 336,870                                  |
| 純 資 産 (百万円)                                 | 183,017                       | 179,669                       | 181,346                       | 180,058                                  |

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 第61期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                                       | 資 本 金             | 議決権比率(%)         | 主 要 な 事 業 内 容    |
|-------------------------------------------------------------|-------------------|------------------|------------------|
| ミネベアモータ株式会社                                                 | 10,000<br>百万円     | 60.0             | モーター及び部品の製造販売    |
| NMB THAI LTD.                                               | 1,200,000<br>千BT  | 100.0            | ベアリング等の製造販売      |
| PELMEC THAI LTD.                                            | 1,100,000<br>千BT  | 100.0            | ベアリング等の製造販売      |
| MINEBEA THAI LTD.                                           | 8,381,818<br>千BT  | 100.0            | モーター等の製造販売       |
| MINEBEA ELECTRONICS<br>(THAILAND) CO., LTD.                 | 1,563,545<br>千BT  | 100.0            | 電子機器及び部品の製造販売    |
| NMB (USA) INC.                                              | 311,093<br>千US \$ | 100.0            | 持株会社             |
| NMB TECHNOLOGIES CORPORATION                                | 6,800<br>千US \$   | 100.0<br>(100.0) | ベアリング及び電子機器等の販売  |
| NEW HAMPSHIRE BALL<br>BEARINGS, INC.                        | 94,000<br>千US \$  | 100.0<br>(100.0) | ベアリングの製造販売       |
| MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH<br>COMPONENTS (SHANGHAI) LTD. | 239,060<br>千US \$ | 100.0            | ベアリング及び電子機器の製造販売 |
| MINEBEA (HONG KONG) LTD.                                    | 100,000<br>千HK \$ | 100.0            | ベアリング及び電子機器等の販売  |

(注) 1. 議決権比率欄の ( ) 内は、間接所有割合を内数で示しております。

2. ミネベアモータ株式会社は、平成19年7月1日付でミネベア・松下モータ株式会社より社名変更しております。

3. NMB THAI LTD.、PELMEC THAI LTD.、MINEBEA THAI LTD.、MINEBEA ELECTRONICS(THAILAND) CO., LTD. については、1. (9) 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」をご参照下さい。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは次の「五つの心得」を経営の基本方針としております。

- (一) 従業員が誇りを持てる会社でなければならない
- (二) お客様の信頼を得なければならない
- (三) 株主の皆様のご期待に応えなければならない
- (四) 地域社会に歓迎されなければならない
- (五) 国際社会の発展に貢献しなければならない

この基本経営方針の下に、当社グループは「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取組み、当社グループの実力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」を中心とした企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、「環境保全活動」については、当社グループが世界各地で事業を展開する上で最重要テーマの一つとして従来から徹底した取組みを続けております。

当社グループは上記会社経営の基本方針に基づき「垂直統合生産システム」「大規模な量産工場」「整備された研究開発体制」を世界各地で展開し、「ものづくりで勝てる会社、技術で勝てる会社」を目指して収益性を高め、企業価値を引き上げること为目标としております。

これらを実現し持続的成長を果たすための当社グループのイノベーションは、「新製品の開発」「新市場の開拓」「生産技術の革新」にあります。

- ① ボールベアリングでは、成長力の高いミニチュア・ボールベアリングの生産能力強化と新製品（極小ミニチュア・ボールベアリング等）の開発による新たな需要の創出と拡大をはかってまいります。
- ② 需要拡大が見込める航空機用部品のいっそうの拡充をはかるために、既存のロッドエンドベアリングに加え、高度な加工技術を駆使した航空機向けメカパーツ分野への展開を進めてまいります。
- ③ ファンモーターをはじめとした精密小型モーター事業をさらに拡充し、ベアリング関連製品と並ぶ柱に育ててまいります。
- ④ 全ての製品について、高付加価値製品の比率を引き上げると同時に、製品の幅を広げ、より広範囲な市場に対応できるようにしてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



(5) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

① 機械加工品事業

| 部 門       | 主 要 製 品                               |
|-----------|---------------------------------------|
| ベ ア リ ン グ | ミニチュアベアリング、小径ベアリング、ロッドエンドベアリング等       |
| 機 械 部 品   | 民需用ねじ、航空機関連ねじ、テープガイド、ピボットアッセンブリー、ギア一等 |
| 特 殊 機 器   | 航空機搭載用装置及び防衛関連機器等                     |

② 電子機器事業

| 部 門     | 主 要 製 品                                            |
|---------|----------------------------------------------------|
| 電 子 機 器 | 各種精密小型モーター、キーボード、スピーカー、バックライト、インバーター、ひずみゲージ、ロードセル等 |

(6) 主要な事業所及び工場（平成20年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

| 名 称             | 所 在 地                 |
|-----------------|-----------------------|
| 本 社 ・ 軽 井 沢 工 場 | 長 野 県 北 佐 久 郡 御 代 田 町 |
| 東 京 本 部         | 東 京 都 目 黒 区           |
| 浜 松 工 場         | 静 岡 県 袋 井 市           |
| 藤 沢 工 場         | 神 奈 川 県 藤 沢 市         |
| 大 森 工 場         | 東 京 都 大 田 区           |
| 松 井 田 工 場       | 群 馬 県 安 中 市           |

② 主要な子会社の事業所

| 名 称                                                      | 所 在 地         |
|----------------------------------------------------------|---------------|
| ミネベアモータ株式会社                                              | 東 京 都 目 黒 区   |
| NMB THAI LTD.                                            | タ イ 王 国       |
| PELMEC THAI LTD.                                         | タ イ 王 国       |
| MINEBEA THAI LTD.                                        | タ イ 王 国       |
| MINEBEA ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.                 | タ イ 王 国       |
| NMB (USA) INC.                                           | ア メ リ カ 合 衆 国 |
| NMB TECHNOLOGIES CORPORATION                             | ア メ リ カ 合 衆 国 |
| NEW HAMPSHIRE BALL BEARINGS, INC.                        | ア メ リ カ 合 衆 国 |
| MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD. | 中 華 人 民 共 和 国 |
| MINEBEA (HONG KONG) LTD.                                 | 中 華 人 民 共 和 国 |

(注) 1. ミネベアモータ株式会社は、平成19年7月1日付でミネベア・松下モータ株式会社より社名変更しております。

2. NMB THAI LTD.、PELMEC THAI LTD.、MINEBEA THAI LTD.、MINEBEA ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD. については、1. (9)「その他企業集団の現況に関する重要な事項」をご参照下さい。

(7) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 区 分           | 使 用 人 数  | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|----------|-------------|
| 機 械 加 工 品 事 業 | 19,938 名 | 357 名増      |
| 電 子 機 器 事 業   | 30,395 名 | 569 名増      |
| 全 社（共通）       | 216 名    | 60 名増       |
| 合 計           | 50,549 名 | 986 名増      |

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 2,605 名 | 112 名増    | 40.6 歳  | 16.8 年      |

(注) 使用人数は就業人員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

| 借 入 先                         | 借 入 額      |
|-------------------------------|------------|
| 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社           | 14,900 百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行     | 11,400 百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行           | 11,400 百万円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行 | 3,900 百万円  |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行             | 2,700 百万円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

タイ王国に所在する当社連結子会社7社（NMB THAI LTD.、PELMEC THAI LTD.、MINEBEA THAI LTD.、NMB HI-TECH BEARINGS LTD.、NMB PRECISION BALLS LTD.、MINEBEA ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD.、POWER ELECTRONICS OF MINEBEA CO.,LTD.）は平成20年4月1日付で合併し、新設会社 NMB-MINEBEA THAI LTD. に全資産、全負債の承継を行ないました。

## 2. 会社の株式等に関する事項

### (1) 株式の状況（平成20年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 399,167,695株  
(自己株式160,023株を含む)
- ③ 株主数 20,807名
- ④ 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主  
該当する株主を含む持株数上位10名の株主の状況は次のとおりであります。

| 株 主 名                                          | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         |
|------------------------------------------------|-----------------|---------|
|                                                | 持株数(千株)         | 出資比率(%) |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                      | 44,638          | 11.19   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                        | 33,094          | 8.29    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）                     | 20,313          | 5.09    |
| 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社                            | 15,349          | 3.85    |
| 株 式 会 社 啓 愛 社                                  | 15,000          | 3.76    |
| 財 団 法 人 高 橋 産 業 経 済 研 究 財 団                    | 12,347          | 3.09    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                      | 10,057          | 2.52    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                            | 10,000          | 2.51    |
| ス テ ー ト ス ト リ ー ト ハ ン ク ア ン ト トラストカンパニー 505041 | 5,694           | 1.43    |
| 日 興 シ テ ィ 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 投 信 口 ）            | 5,652           | 1.42    |

(注) 出資比率は自己株式（160,023株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

| 地 位             | 氏 名               | 担当及び他の法人等の代表状況等                                                        |
|-----------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>社長執行役員 | 山 岸 孝 行           |                                                                        |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 貝 沼 由 久           | 情報モーター事業部長<br>ミネベアモータ(株)代表取締役社長<br>エヌ・エム・ビー電子精工(株)代表取締役社長<br>(株)啓愛社取締役 |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 道 正 光 一           | 営業本部長                                                                  |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 加藤木 洋 治           | 管理本部長兼管理部門長兼情報システム部門長                                                  |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 平 尾 明 洋           | 技術本部長兼統括技術部門長兼環境管理担当                                                   |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 小 林 英 一           | 製造本部長                                                                  |
| 取 締 役<br>常務執行役員 | 山 中 雅 義           | 業務本部長兼資材部門長兼法務部門長                                                      |
| 取 締 役<br>常務執行役員 | 藤 田 博 孝           | 製造本部副本部長兼電子デバイス事業部長                                                    |
| 取 締 役           | チャンチャイ・<br>リータヴォン | ACL BANK Public Company Limited 会長                                     |
| 取 締 役           | 松 岡 卓             | (株)啓愛社専務取締役                                                            |
| 常 勤 監 査 役       | 竹 中 東 聖           |                                                                        |
| 常 勤 監 査 役       | 鴨 井 昭 文           |                                                                        |
| 常 勤 監 査 役       | 棚 橋 和 明           |                                                                        |
| 監 査 役           | 平 出 功             | 税理士                                                                    |
| 監 査 役           | 藤 原 宏 高           | 弁護士                                                                    |

- (注) 1. 取締役チャンチャイ・リータヴォン及び松岡 卓の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役棚橋和明、平出 功及び藤原宏高の3氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役棚橋和明氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役平出 功氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役藤原宏高氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 事業年度後の変更は次のとおりであります。

| 氏 名     | 新 職       | 継 続 職       | 日 付       |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 山 岸 孝 行 | 内部監査統括本部長 | 代表取締役社長執行役員 | 平成20年4月1日 |

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた役員で事業年度中に退任した役員はおりません。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------|-------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 10 名<br>(2) | 333,768 千円<br>(9,502) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5 名<br>(3)  | 59,313 千円<br>(27,715) |
| 合 計                | 15 名        | 393,082 千円            |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額5億円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。  
4. 報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与引当金として計上している117,988千円を含めております。  
5. 報酬等の額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況等（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係
- イ 取締役チャンチャイ・リータヴォン氏は、ACL BANK Public Company Limitedの会長を兼務しております。なお、当社とACL BANK Public Company Limitedとの間には特別の関係はありません。
  - ロ 取締役松岡 卓氏は、株式会社啓愛社の専務取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社啓愛社から鋼材等の購入を行なっております。
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況  
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名               | 出 席 及 び 発 言 の 状 況                                                                                                                 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 チャンチャイ・リータヴォン | 当事業年度に開催した12回の取締役会のうち、2回出席しております。取締役会においては発言を行っておりませんが、当社グループ最大の生産拠点があるタイ王国における事業運営等について、当社の担当執行役員・取締役等に対して現地において適宜必要な助言を行っております。 |
| 取締役 松 岡 卓         | 当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しております。取締役会においては発言を行っておりませんが、当社の執行役員・取締役等に対し、企業経営全般について適宜必要な助言を行っております。                                   |
| 監査役 棚 橋 和 明       | 平成19年6月28日の監査役就任以降に開催した9回の取締役会の全てに出席し、また、監査役就任以降に開催した10回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                       |
| 監査役 平 出 功         | 当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した監査役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                      |
| 監査役 藤 原 宏 高       | 当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した監査役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                      |

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 新日本監査法人

##### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額   |
|-------------------------------------|---------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 74 百万円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 161 百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制の有効性評価に対する助言・指導に関する業務。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### (5) 連結子会社の監査

当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けているもののうち、重要なものは次のとおりであります。

| 子 会 社 名                                                  |
|----------------------------------------------------------|
| MINEBEA THAI LTD.                                        |
| NEW HAMPSHIRE BALL BEARINGS, INC.                        |
| NMB TECHNOLOGIES CORPORATION                             |
| MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD. |
| NMB (USA) INC.                                           |

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に基づき、「会社経営の健全性の確保」を具体化するため、「内部統制システムの整備の基本方針」を取締役会で決議しており、この決議の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスにかかわる管理体制を設け、グループ会社の取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるため、『ミネベアグループ行動規範』を定めます。
- ② 同行動規範においては、労働、安全衛生、環境保全、倫理的経営について遵守すべき具体的基準を定めており、また、その徹底をはかるため、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスの取組みを横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育等を行ないます。
- ③ 当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対処いたします。
- ④ コンプライアンス委員会の活動は定期的に、または臨機に応じ取締役会に報告いたします。
- ⑤ 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせるため、取締役会に社外取締役を設置いたします。

### (2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会は、『ミネベアグループ文書管理規程』を定め、これにより文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料とともに保管いたします。
- ② 文書の保管期間及び保管場所は、法令に別段の定めがない限り、同規程に従います。なお、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2日以内に当社において閲覧が可能である方法で保管いたします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を体系的に定める『ミネベアグループ危機管理基本規程』を制定し、当社グループにおける危機管理の最高責任者を代表取締役社長執行役員とするとともに、その直属の組織として危機管理委員会を設置いたします。
- ② 同規程に基づき、個々のリスクに対応する組織等で継続的に監視するほか、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備いたします。



- ③ 危機管理委員会は、定期的に上記の体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を行ない、その結果を含めリスク管理に関する事項を定期的に、または臨機に応じ取締役会に報告いたします。

#### (4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行なわれていることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役を10名体制にすることにより、迅速で戦略性の高い経営判断を行なうと同時に、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営監督機能と業務執行機能の役割を明確にして、業務執行のスピードアップをはかります。
- ② 取締役、執行役員及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透をはかるとともに、この目標達成に向けて、各本部及び事業部が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を各本部長及び事業部長が定めます。その上でITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化し、各本部及び事業部と経営管理担当部署とが分析した結果を取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

#### (5) 会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の本部組織・事業部組織が、グループ会社の事業運営上の業務を適宜適切に指導いたします。
- ② 当社グループに共通の行動規範を制定し、グループ会社の役職員一体となった遵法意識の醸成をはかります。
- ③ 監査役がグループ会社の内部統制体制に関して実施する監査の実効を高めるため、監査役への協力体制を整えます。
- ④ グループ会社ごとに数値目標を設定し、数値目標の達成を定期的にレビューし、その結果をフィードバックいたします。
- ⑤ 内部監査室は、グループ会社に定期的な監査を実施いたします。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、監査業務を補助いたします。

#### (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 補助使用人の監査業務補助は監査役の指揮・命令にて行なわれます。
- ② 補助使用人の人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重いたします。

**(8) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役は、次に定める事項を監査役会に報告いたします。
- イ 上席執行役員会議で協議された事項
  - ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ハ 毎月の経営状況として重要な事項
  - ニ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - ホ 重大な法令・定款違反
  - ヘ コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
  - ト その他コンプライアンス上重要な事項
  - チ 取締役または執行役員が決裁した稟議事項
  - リ 取締役または執行役員が決裁した契約事項
  - ヌ 訴訟に関する事項
- ② 執行役員は前①ロないしホに関する事項を監査役会に直接報告することができます。また使用人は、前①ロ及びホに関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができます。

**(9) その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**

- ① 監査役に対して、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒヤリングを実施する機会を与えるとともに、代表取締役社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたします。
- ② 内部監査室は、監査役会との協議により、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告いたします。

以上の基本方針に基づき、全社をあげて内部統制システムの整備を推進しております。

## **6. 会社の支配に関する基本方針**

企業価値の向上、業績の向上、高株価の実現により、ステークホルダーの充分なご理解を得ることが、最大の買収防衛策になり得ると考えております。買収防衛策につきましては、今後とも種々の具体的な検討を行なってまいります。

※なお、平成20年5月8日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等を決議し、これにかかわる事項を本総会に、議案として付議しております。

## 連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部              |                |
|------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>148,117</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>118,321</b> |
| 現金及び預金                 | 23,281         | 支払手形及び買掛金            | 24,054         |
| 受取手形及び売掛金              | 64,835         | 短期借入金                | 50,352         |
| 有価証券                   | 1,511          | 社債(1年以内償還)           | 15,000         |
| たな卸資産                  | 42,400         | 未払法人税等               | 3,517          |
| 繰延税金資産                 | 8,498          | 賞与引当金                | 3,871          |
| その他                    | 7,791          | 役員賞与引当金              | 117            |
| 貸倒引当金                  | △202           | 事業構造改革損失引当金          | 347            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>172,411</b> | その他                  | 21,060         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>150,609</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>70,492</b>  |
| 建物及び構築物                | 102,404        | 社債                   | 21,500         |
| 機械装置及び運搬具              | 236,462        | 長期借入金                | 46,000         |
| 工具器具及び備品               | 45,836         | 退職給付引当金              | 1,707          |
| 土地                     | 14,467         | 執行役員退職給与引当金          | 95             |
| 建設仮勘定                  | 2,235          | その他                  | 1,189          |
| 減価償却累計額                | △250,797       | <b>負 債 合 計</b>       | <b>188,814</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>9,846</b>   | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| のれん                    | 6,920          | <b>株 主 資 本</b>       | <b>191,087</b> |
| その他                    | 2,926          | 資本金                  | 68,258         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>11,956</b>  | 資本剰余金                | 94,756         |
| 投資有価証券                 | 6,659          | 利益剰余金                | 28,169         |
| 長期貸付金                  | 37             | 自己株式                 | △97            |
| 繰延税金資産                 | 1,977          | 評価・換算差額等             | △60,512        |
| その他                    | 3,285          | その他有価証券評価差額金         | 1,755          |
| 貸倒引当金                  | △3             | 繰延ヘッジ損益              | △0             |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>15</b>      | 為替換算調整勘定             | △62,268        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>320,544</b> | 少数株主持分               | 1,155          |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>131,730</b> |
|                        |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>320,544</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額     |
|----------------|---------|
| 売上高            | 334,431 |
| 売上原価           | 253,709 |
| 売上総利益          | 80,721  |
| 販売費及び一般管理費     | 49,959  |
| 営業利益           | 30,762  |
| 営業外収益          | 2,388   |
| 受取利息           | 687     |
| 受取配当金          | 107     |
| 持分法による投資利益     | 14      |
| その他            | 1,578   |
| 営業外費用          | 5,458   |
| 支払利息           | 4,402   |
| 為替差損           | 474     |
| その他            | 582     |
| 経常利益           | 27,691  |
| 特別利益           | 395     |
| 固定資産売却益        | 182     |
| 貸倒引当金戻入額       | 11      |
| 事業構造改革損失引当金戻入額 | 201     |
| 特別損失           | 2,833   |
| 固定資産売却損        | 150     |
| 固定資産除却損        | 562     |
| 減損             | 71      |
| 関係会社事業整理損      | 998     |
| 製品補償損失         | 236     |
| 特別退職金          | 165     |
| 海外子会社退職給付費用    | 116     |
| 役員退職慰労金        | 531     |
| 税金等調整前当期純利益    | 25,254  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 8,496   |
| 法人税等調整額        | △591    |
| 少数株主利益         | 1,045   |
| 当期純利益          | 16,303  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株主資本   |        |        |      |         |
|---------------------------|--------|--------|--------|------|---------|
|                           | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計  |
| 平成19年3月31日 残高             | 68,258 | 94,756 | 15,855 | △79  | 178,791 |
| 連結会計年度中の変動額               |        |        |        |      |         |
| 剰余金の配当                    |        |        | △3,990 |      | △3,990  |
| 当期純利益                     |        |        | 16,303 |      | 16,303  |
| 自己株式の取得                   |        |        |        | △18  | △18     |
| 自己株式の処分                   |        | 0      |        | 0    | 0       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |        |        |        |      |         |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —      | 0      | 12,313 | △17  | 12,295  |
| 平成20年3月31日 残高             | 68,258 | 94,756 | 28,169 | △97  | 191,087 |

|                           | 評価・換算差額等        |             |            |                | 少数株主<br>持分 | 純資産<br>計 |
|---------------------------|-----------------|-------------|------------|----------------|------------|----------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換<br>算勘定 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |          |
| 平成19年3月31日 残高             | 3,294           | —           | △39,732    | △36,437        | 204        | 142,558  |
| 連結会計年度中の変動額               |                 |             |            |                |            |          |
| 剰余金の配当                    |                 |             |            |                |            | △3,990   |
| 当期純利益                     |                 |             |            |                |            | 16,303   |
| 自己株式の取得                   |                 |             |            |                |            | △18      |
| 自己株式の処分                   |                 |             |            |                |            | 0        |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △1,539          | △0          | △22,535    | △24,075        | 951        | △23,123  |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △1,539          | △0          | △22,535    | △24,075        | 951        | △10,827  |
| 平成20年3月31日 残高             | 1,755           | △0          | △62,268    | △60,512        | 1,155      | 131,730  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 41社
- ・主要な連結子会社の名称 NMB SINGAPORE LTD.  
NMB (USA) INC.  
NMB THAI LTD.  
MINEBEA THAI LTD.  
MINEBEA ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・関連会社の名称 (株)湘南精機

##### (2) 持分法の適用手続に関する特記事項

持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

会社清算による減少（1社）

MINEBEA ELECTRONICS (UK) LTD. イギリス法人

#### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 5. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法

###### ③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社については、主として移動平均法による原価法を採用しております。在外連結子会社については、主として先入先出法または移動平均法による低価法を採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産

当社及び国内連結子会社については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 2年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2年～15年 |
| 工具器具及び備品  | 2年～20年 |

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、連結会計年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

（会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ201百万円減少しております。

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能限度額までの償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却しております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ231百万円減少しております。

### ② 無形固定資産

当社及び国内連結子会社については、定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社については、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社については、債権の貸倒による損失に備えるため、個々の債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社については、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

在外連結子会社については、発生基準に基づき計上しております。

### ③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

### ④ 退職給付引当金

当社及び国内連結子会社については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる退職給付

引当金または前払年金費用を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、前払年金費用を投資その他の資産の「その他」に含めております。数理計算上の差異については、一定の年数（5年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。

在外連結子会社については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、前払年金費用を投資その他の資産の「その他」に含めております。また、過去勤務債務については、一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、一定の年数（10年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 執行役員退職給与引当金

執行役員の退職金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑥ 事業構造改革損失引当金

キーボード事業等の構造改革計画の決定に基づき、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(4) 連結計算書類の作成の基礎となった連結子会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社及び国内連結子会社については、外貨建金銭債権債務は、連結決算時の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外連結子会社については、資産及び負債は、連結決算時の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

外貨建金銭債権債務にかかる為替予約については振当処理を、外貨建予定取引にかかる為替予約については繰延ヘッジ処理を行っております。また金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

金利スワップ

(ヘッジ対象)

外貨建金銭債権債務

外貨建予定取引

借入金の金利



③ ヘッジ方針 為替予約取引は輸出入取引及び外貨建貸付に係る為替相場変動によるリスクをヘッジする目的で、金利スワップは借入金の金利変動によるリスクをヘッジする目的で、当社の資金部の指導のもとに行なっております。

④ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、原則として為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

6. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用しております。

7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、親会社及び連結子会社の所在地国の会計慣行を考慮して5年から40年の間で均等償却しております。

#### 連結貸借対照表に関する注記

有価証券及び投資有価証券

金銭信託の残高は2,364百万円であります。これは、平成18年10月4日に設立した子会社のキャプティブ保険会社MHC INSURANCE COMPANY, LTD. が資産運用のために購入した米国財務省証券等の残高であります。この信託資金の用途は、当社グループのリコール保険事故の補償に限定されております。

#### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類          | 前連結会計年度末株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末株式数(株) |
|----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 発行済株式          |                |                 |                 |                |
| 普通株式           | 399,167,695    | —               | —               | 399,167,695    |
| 合計             | 399,167,695    | —               | —               | 399,167,695    |
| 自己株式           |                |                 |                 |                |
| 普通株式<br>(注)1、2 | 140,160        | 25,742          | 957             | 164,945        |
| 合計             | 140,160        | 25,742          | 957             | 164,945        |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加25,742株は、主に単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少957株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会決議による配当に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 3,990百万円   |
| ・1株当たり配当額 | 10円        |
| ・基準日      | 平成19年3月31日 |
| ・効力発生日    | 平成19年6月29日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 3,990百万円   |
| ・1株当たり配当額 | 10円        |
| ・基準日      | 平成20年3月31日 |
| ・効力発生日    | 平成20年6月30日 |

**1株当たり情報に関する注記**

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 327円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円86銭  |

**重要な後発事象に関する注記**

当社及び一部の国内連結子会社は従来、適格退職年金制度を採用しておりましたが、平成20年4月1日付で適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金制度と確定給付年金制度へ移行いたしました。

これにより「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の終了処理を行ないます。

本移行に伴う翌連結会計年度の損益に与える影響額は374百万円（特別損失）の見込みであります。

# 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部        |                |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>101,684</b> | <b>流動負債</b>    | <b>88,844</b>  |
| 現金及び預金          | 9,580          | 支払手形           | 2,084          |
| 受取掛手            | 2,220          | 買掛金            | 27,671         |
| 売掛金             | 46,179         | 短期借入金          | 36,300         |
| 仕入掛             | 2,220          | 社債(1年以内償還)     | 15,000         |
| 未製着品            | 1,010          | 未払金            | 2,633          |
| 原料品             | 779            | 未払費用           | 1,312          |
| 仕掛品             | 1,483          | 未払法人税等         | 1,105          |
| 貯蔵品             | 2,555          | 前受金            | 0              |
| 前渡金             | 102            | 預り金            | 194            |
| 前払費用            | 2              | 前受収益           | 4              |
| 関係会社短期貸付金       | 571            | 賞与引当金          | 2,156          |
| 未収入金            | 27,600         | 役員賞与引当金        | 117            |
| 立替金             | 1,470          | 設備関係支払手形       | 219            |
| 繰延税金資産          | 6              | その他負債          | 44             |
| そ の 引 当 金       | 5,690          | <b>固定負債</b>    | <b>67,967</b>  |
| 貸倒引当金           | 236            | 社債             | 21,500         |
| △24             | △24            | 長期借入金          | 46,000         |
| <b>固定資産</b>     | <b>235,186</b> | 執行役員退職給与引当金    | 95             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>25,422</b>  | その他            | 371            |
| 建物              | 9,322          | <b>負債合計</b>    | <b>156,812</b> |
| 構築物             | 593            | <b>純資産の部</b>   |                |
| 機械及び装置          | 5,311          | <b>株主資本</b>    | <b>178,348</b> |
| 車両運搬具           | 25             | 資本金            | 68,258         |
| 工具器具及び備品        | 2,161          | 資本剰余金          | 94,756         |
| 土地              | 7,296          | 資本準備金          | 94,756         |
| 建設仮勘定           | 711            | その他資本剰余金       | 0              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,786</b>   | <b>利益剰余金</b>   | <b>15,426</b>  |
| 特許権             | 2,786          | 利益準備金          | 2,085          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>206,976</b> | その他利益剰余金       | 13,341         |
| 投資有価証券          | 5,646          | 別途積立金          | 6,500          |
| 関係会社株           | 162,255        | 繰越利益剰余金        | 6,841          |
| 出資              | 0              | <b>自己株式</b>    | <b>△93</b>     |
| 関係会社出資金         | 36,152         | 評価・換算差額等       | 1,710          |
| 従業員長期貸付金        | 2              | その他有価証券評価差額金   | 1,710          |
| 関係会社長期貸付金       | 375            | 繰延ヘッジ損益        | △0             |
| 破産更生債権等         | 0              | <b>純資産合計</b>   | <b>180,058</b> |
| 長期前払費用          | 223            | <b>負債純資産合計</b> | <b>336,870</b> |
| 繰延税金資産          | 901            |                |                |
| そ の 他 金         | 1,716          |                |                |
| 貸倒引当金           | △297           |                |                |
| <b>資産合計</b>     | <b>336,870</b> |                |                |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額     |
|----------------|---------|
| 売上高            | 225,071 |
| 売上原価           | 198,426 |
| 販売費及び一般管理費     | 26,645  |
| 営業外収益          | 20,014  |
| 営業外収益          | 6,630   |
| 受取配当金          | 7,730   |
| 受取配当金          | 778     |
| 固定資産の替         | 6,269   |
| 固定資産の替         | 78      |
| 固定資産の替         | 152     |
| 固定資産の替         | 452     |
| 営業外費用          | 2,096   |
| 支払利息           | 1,103   |
| 支払利息           | 761     |
| 社債発行の費用        | 10      |
| 社債発行の費用        | 221     |
| 経常利益           | 12,265  |
| 特別利益           | 276     |
| 固定資産売却益        | 112     |
| 貸倒引当金戻入額       | 125     |
| 事業構造改革損失引当金戻入額 | 38      |
| 特別損失           | 5,397   |
| 固定資産売却損        | 12      |
| 固定資産除却損        | 293     |
| 減価償却損          | 71      |
| 貸倒損失           | 4,445   |
| 工場閉鎖損          | 42      |
| 役員退職慰労金        | 531     |
| 税引前当期純利益       | 7,144   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 2,803   |
| 法人税等調整額        | 37      |
| 法人税等調整額        | 2,840   |
| 当期純利益          | 4,304   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株主資本   |        |          |         |       |          |         |        |         |
|-----------------------------|--------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|--------|---------|
|                             | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益剰余金 | 利益剰余金    |         |        | 利益剰余金合計 |
|                             |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |       | その他利益剰余金 | 繰上利益剰余金 | 別途積立金  |         |
| 平成19年3月31日 残高               | 68,258 | 94,756 | 0        | 94,756  | 2,085 | 6,500    | 6,526   | 15,111 |         |
| 事業年度中の変動額                   |        |        |          |         |       |          |         |        |         |
| 剰余金の配当                      |        |        |          |         |       |          | △3,990  | △3,990 |         |
| 当期純利益                       |        |        |          |         |       |          | 4,304   | 4,304  |         |
| 自己株式の取得                     |        |        |          |         |       |          |         |        |         |
| 自己株式の処分                     |        |        | 0        | 0       |       |          |         |        |         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |        |        |          |         |       |          |         |        |         |
| 事業年度中の変動額合計                 | -      | -      | 0        | 0       | -     | -        | 314     | 314    |         |
| 平成20年3月31日 残高               | 68,258 | 94,756 | 0        | 94,756  | 2,085 | 6,500    | 6,841   | 15,426 |         |

|                             | 株主資本 |         | 評価・換算差額等             |             |                | 純資産合計   |
|-----------------------------|------|---------|----------------------|-------------|----------------|---------|
|                             | 自己株式 | 株主資本合計  | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 平成19年3月31日 残高               | △76  | 178,051 | 3,294                | -           | 3,294          | 181,346 |
| 事業年度中の変動額                   |      |         |                      |             |                |         |
| 剰余金の配当                      |      | △3,990  |                      |             |                | △3,990  |
| 当期純利益                       |      | 4,304   |                      |             |                | 4,304   |
| 自己株式の取得                     | △17  | △17     |                      |             |                | △17     |
| 自己株式の処分                     | 0    | 0       |                      |             |                | 0       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |      |         | △1,584               | △0          | △1,584         | △1,584  |
| 事業年度中の変動額合計                 | △17  | 296     | △1,584               | △0          | △1,584         | △1,287  |
| 平成20年3月31日 残高               | △93  | 178,348 | 1,710                | △0          | 1,710          | 180,058 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

##### その他有価証券

- ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

##### デリバティブの評価基準及び評価方法

##### 時価法

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕入製品 移動平均法による原価法
- ・製 品 移動平均法による原価法
- ・原 材 料 移動平均法による原価法
- ・仕 掛 品 移動平均法による原価法  
ベアリング、ねじ、モーター  
個別法による原価法  
計測機器、特殊モーター、特殊機器
- ・貯 蔵 品 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産 定率法

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械及び装置 2年～15年

工具器具及び備品 2年～20年

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

##### (会計方針の変更)

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ173百万円減少しております。

##### (追加情報)

当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能限度額での償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ221百万円減少しております。

##### 無形固定資産 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### 長期前払費用 定額法

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費 3年間で均等償却しております。

(4) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。

なお、当事業年度末においては、前払年金費用を投資その他の資産の「その他」に含めております。

数理計算上の差異については、一定の年数（5年）による定額法により、発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

執行役員退職給与引当金

執行役員の退職金の支給に備えるため、内規による当事業年度末要支給額を計上しております。

事業構造改革損失引当金

キーボード事業等の構造改革計画の決定に基づき、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

外貨建金銭債権債務にかかる為替予約については振当処理を、外貨建予定取引にかかる為替予約については繰延ヘッジ処理を行っております。また金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

金利スワップ

(ヘッジ対象)

外貨建金銭債権債務

外貨建予定取引

借入金の金利

- ③ ヘッジ方針 為替予約取引は輸出入取引及び外貨建貸付に係る為替相場変動によるリスクをヘッジする目的で、金利スワップは借入金の金利変動によるリスクをヘッジする目的で、当社の資金部の指導のもとに行なっております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、原則として為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えております。  
また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の判定に代えております。
- (8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

#### 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 48,641百万円
- (2) 偶発債務  
保証債務  
次の各会社の銀行借入等に対して債務保証をしております。

| 保 証 先                     | 金 額        |
|---------------------------|------------|
| MINEBEA (HONG KONG) LTD.  | 4,590 百万円  |
| MINEBEA THAI LTD.         | 3,010 百万円  |
| NMB HI-TECH BEARINGS LTD. | 1,596 百万円  |
| その他12社                    | 1,870 百万円  |
| 計                         | 11,068 百万円 |

- (3) 関係会社に対する金銭債権債務  
短期金銭債権(関係会社短期貸付金を除く) 28,840百万円  
短期金銭債務 23,723百万円

#### 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高  
売上高 159,064百万円  
仕入高 156,778百万円  
営業取引以外の取引高 15,489百万円
- (2) 研究開発費の総額  
一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は8,398百万円であります。



## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類      | 前事業年度末株式数<br>(株) | 当事業年度増加株式数<br>(株) | 当事業年度減少株式数<br>(株) | 当事業年度末株式数<br>(株) |
|------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式(注)1、2 | 135,299          | 25,681            | 957               | 160,023          |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加25,681株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少957株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

## 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|                  |        |
|------------------|--------|
| 賞与引当金損金算入限度超過額   | 841百万円 |
| 役員賞与引当金損金算入限度超過額 | 46     |
| 投資有価証券評価損        | 990    |
| 関係会社株式評価損        | 5,208  |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額   | 4,039  |
| 繰越外国税額控除         | 352    |
| 減損損失             | 390    |
| 減価償却費損金算入限度超過額   | 426    |
| 未払事業税否認          | 160    |
| その他              | 555    |
| 小計               | 13,007 |
| 評価性引当額           | △5,779 |
| 繰延税金資産合計         | 7,228  |

(繰延税金負債)

|              |       |
|--------------|-------|
| その他有価証券評価差額金 | 137   |
| 前払年金費用       | 499   |
| 繰延税金負債合計     | 637   |
| 繰延税金資産の純額    | 6,591 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

|                 | 取得価額相当額   | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額   |
|-----------------|-----------|------------|-----------|
| 車 両 運 搬 具       | 748 百万円   | 261 百万円    | 486 百万円   |
| 工 具 器 具 及 び 備 品 | 1,671 百万円 | 881 百万円    | 790 百万円   |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 21 百万円    | 10 百万円     | 11 百万円    |
| 合 計             | 2,441 百万円 | 1,153 百万円  | 1,288 百万円 |

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

|      |                 |
|------|-----------------|
| 1 年内 | 526百万円          |
| 1 年超 | 761百万円          |
| 合計   | <u>1,288百万円</u> |

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

|          |        |
|----------|--------|
| 支払リース料   | 616百万円 |
| 減価償却費相当額 | 616百万円 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失は、ありません。

関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

| 会社等の<br>名称                             | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関係内容       |                                             | 取引の内容                     | 取引金額<br>(百万円)        | 科目                | 期末残高<br>(百万円)        |
|----------------------------------------|-------------------------------|------------|---------------------------------------------|---------------------------|----------------------|-------------------|----------------------|
|                                        |                               | 役員<br>の兼任等 | 事業上の関係                                      |                           |                      |                   |                      |
| ミネベアモータ(株)                             | 60.0                          | 兼任<br>4人   | 電子機器及び部品を販売し、その一部を当社が仕入販売している。              | 電子機器及び部品の仕入               | 48,636               | 買掛金<br>※2         | 2,184                |
| NMB-MINEBEA-GmbH                       | 100.0                         | 兼任<br>1人   | 当社の製品及び仕入製品を主にドイツで販売している。                   | 当社の製品及び仕入製品の販売            | 20,186               | 売掛金               | 6,559                |
| PRECISION MOTORS DEUTSCHE MINEBEA GmbH | 100.0                         | 兼任<br>1人   | HDD用スピンドルモーターを中心とした各種小型モーターの開発・設計及び製造をしている。 | 開発費負担金の支払                 | 3,721                | 未払金               | 377                  |
| PELMEC THAI LTD.                       | 100.0                         | 兼任<br>3人   | ベアリング等を製造し、当社が仕入販売している。資金の貸付あり。             | 受取利息<br>—                 | 103<br>—             | —<br>短期貸付金        | —<br>5,000           |
| MINEBEA THAI LTD.                      | 100.0                         | 兼任<br>3人   | モーター等を製造し、当社が仕入販売している。資金の貸付あり。              | モーター等の仕入<br>受取利息<br>資金の貸付 | 32,987<br>300<br>800 | 買掛金<br>—<br>短期貸付金 | 5,054<br>—<br>18,300 |
| NMB HI-TECH BEARINGS LTD.              | 100.0                         | 兼任<br>3人   | ベアリングを製造し、当社が仕入販売している。資金の貸付あり。              | 受取利息<br>—                 | 76<br>—              | —<br>短期貸付金        | —<br>4,300           |
| POWER ELECTRONICS OF MINEBEA CO., LTD. | 100.0                         | 兼任<br>4人   | 電子機器及び部品を製造し、当社が仕入販売している。                   | 電子機器及び部品の仕入               | 23,303               | 買掛金               | 3,622                |
| MINEBEA (HONG KONG) LTD.               | 100.0                         | 兼任<br>2人   | 当社の製品及び仕入製品を主に中華圏で販売している。                   | 当社の製品及び仕入製品の販売<br>—       | 77,556<br>—          | 売掛金<br>債務保証       | 11,330<br>4,590      |
| SHANGHAI SHUN DING TECHNOLOGIES LTD.   | 60.6<br>間接<br>39.4            | 兼任<br>3人   | キーボードを製造し、当社が仕入販売している。                      | 増資の引受                     | 9,165                | —                 | —                    |
| MINEBEA TECHNOLOGIES PTE. LTD.         | 100.0                         | —          | 当社の製品及び仕入製品を主に東南アジア地区で販売している。資金の貸付あり。       | 債権放棄<br>貸倒損失              | 10,056<br>4,445      | —<br>—            | —<br>—               |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額等については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。
- ※2. 取引金額は、消費税抜きによっておりますが、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 貸付金の貸付利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 債務保証は、各会社の銀行借入等に対して行なっております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

| 属性                          | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容   |                | 取引の内容          | 取引金額(百万円) | 科目                      | 期末残高(百万円) |
|-----------------------------|--------|-------------------|--------|----------------|----------------|-----------|-------------------------|-----------|
|                             |        |                   | 役員等の兼任 | 事業上の関係         |                |           |                         |           |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | (株)啓愛社 | (被所有)直接 3.76      | 兼任 2人  | 当社が鋼材等を購入している。 | 鋼材等の購入         | 2,564     | 支払手形<br>※2<br>買掛金<br>※2 | 61<br>292 |
|                             |        |                   |        |                | 工具器具及び備品等の賃借料等 | 618       | 未払金、流動負債<br>その他<br>※2   | 42        |
|                             |        |                   |        |                | 土地の賃貸料         | 33        | 未収入金<br>※2              | 4         |
|                             |        |                   |        |                | その他営業外収入       | 35        |                         |           |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額等については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

※2. 取引金額は、消費税抜きによっておりますが、期末残高には消費税等が含まれております。

## 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 451円27銭  
(2) 1株当たり当期純利益 10円79銭

## 退職給付会計に関する注記

## (1) 企業の採用する退職給付制度

従業員への退職金の支給に備えるため、適格退職年金制度を全面的に採用しております。

## (2) 退職給付債務等の内容

## ① 退職給付債務及びその内訳

|               |           |
|---------------|-----------|
| イ 退職給付債務      | 11,477百万円 |
| ロ 年金資産        | 12,130    |
| ハ 差引(イーロ)     | △653      |
| ニ 未認識数理計算上の差異 | 626       |
| ホ 差引(ハーニ)     | △1,280    |
| ヘ 前払年金費用      | 1,280     |

## ② 退職給付費用の内訳

|                |        |
|----------------|--------|
| 勤務費用           | 558百万円 |
| 利息費用           | 272    |
| 期待運用収益         | 342    |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △441   |

(3) 退職給付債務等の計算の基礎

|               |                                        |
|---------------|----------------------------------------|
| 割引率           | 2.5%                                   |
| 期待運用収益率       | 2.5%                                   |
| 退職給付見込額の期間配分法 | 期間定額基準                                 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 5年（定額法により、翌事業年度から費用処理することとして<br>おります。） |

**重要な後発事象に関する注記**

当社は従来、適格退職年金制度を採用していましたが、平成20年4月1日付で適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金制度と確定給付年金制度へ移行いたしました。

これにより「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の終了処理を行いません。

本移行に伴う翌事業年度の損益に与える影響額は344百万円（特別損失）の見込みであります。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月7日

ミネベア株式会社  
取締役会御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 高橋秀法<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木真一郎<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡本和巳<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミネベア株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミネベア株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

なお、当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 5 月 7 日

ミネベア株式会社  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 真一郎 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡本 和巳 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミネベア株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

なお、当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する各取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年 5月 8日

ミネベア株式会社 監査役会  
常 勤 監 査 役 竹中 東聖 ⑩  
常 勤 監 査 役 鴨井 昭文 ⑩  
常勤社外監査役 棚橋 和明 ⑩  
社 外 監 査 役 平出 功 ⑩  
社 外 監 査 役 藤原 宏高 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、経営環境を総合的に勘案し、株主資本の効率向上と株主へのより良い利益配分を第一義とし、業績をより反映した水準での利益還元をはかることを基本方針としております。この方針の下、第62期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,990,076,720円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 取締役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨並びに社外取締役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定として、当社定款に変更案第29条（取締役の責任免除）を新設し、現行定款第29条から第36条までを1条ずつ繰り下げるものであります。なお、本規定の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨並びに社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定として、当社定款に変更案第38条（監査役の責任免除）を新設し、現行定款第37条以下を2条ずつ繰り下げるものであります。

## 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条～第36条 (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第38条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第39条～第40条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役チャンチャイ・リータヴォン氏が辞任により退任いたしますので、取締役1名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、本取締役候補者は、取締役チャンチャイ・リータヴォン氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 村上光鵑<br>(昭和15年2月8日生) | 昭和42年4月 東京地方裁判所判事補<br>平成11年4月 東京高等裁判所部総括判事<br>平成17年4月 京都大学大学院法学研究科教授<br>平成17年6月 TMI総合法律事務所客員弁護士(現)<br>平成17年11月 株式会社サンエー・インターナショナル<br>社外監査役(現)<br>平成20年4月 横浜国立大学大学院客員教授(現) | 一 株                |

- (注) 1. 村上光鵑氏は、社外取締役候補者であります。
2. 村上光鵑氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者の選任理由について  
村上光鵑氏は元東京高等裁判所部総括判事及び弁護士として豊富な経験と見識を有しており、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役としての適格性について  
村上光鵑氏は過去において、他社の社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、元東京高等裁判所部総括判事及び弁護士として専門的な知識・経験等を有しており、法的見地から社外取締役として、公正、平等な立場で当社の経営に参画いただけると判断いたしました。
5. 社外取締役との責任限定契約について  
村上光鵑氏が選任され、第2号議案をご承認いただいた場合に、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案を提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成20年3月31日現在)

|       |         |                                                       |
|-------|---------|-------------------------------------------------------|
| 名 称   | あずさ監査法人 |                                                       |
| 事 務 所 | 主たる事務所  | 東京都新宿区津久戸町1番2号                                        |
|       | その他の事務所 | 国内26ヶ所 (平成20年4月現在)                                    |
| 沿 革   | 昭和44年7月 | 監査法人朝日会計社設立                                           |
|       | 昭和60年7月 | 監査法人朝日会計社と新和監査法人が合併し、監査法人朝日新和会計社設立                    |
|       | 平成5年10月 | 監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人が合併し、朝日監査法人発足                   |
|       | 平成15年2月 | 新日本監査法人よりKPMGの監査部門が独立し、あずさ監査法人を設立                     |
|       | 平成15年4月 | 朝日監査法人がKPMGのメンバーファームに正式加入                             |
|       | 平成16年1月 | 朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足、引き続きKPMGのメンバーファーム |
| 概 要   | 出 資 金   | 3,760百万円                                              |
|       | 人 員     | 公認会計士 1,788名 (うち代表社員258名、社員236名)                      |
|       |         | 会計士補 736名                                             |
|       |         | 新試験合格者 926名                                           |
|       |         | その他職員 1,067名                                          |
|       | 合 計     | 4,517名                                                |
|       | クライアント  | 5,178社                                                |

## 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成20年5月8日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号ロ）として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。本プランにおいては、当初の有効期間が本総会終結の時までとされており、本総会において本プランの更新につき株主の皆様のご承認をいただいた場合には、さらに3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとされており、つきましては、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

### 1. 提案の理由

#### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行なわれるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループ独自の「垂直統合生産システム」のもと、当社グループの企業価値の源泉である高度な「超精密機械加工技術」とメカトロニクス製品の「量産技術」に基づいた「ものづくりで勝てる会社」「技術で勝てる会社」を目指し、「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の取組みを中長期にわたり効率的かつ持続的に実施していくことが必要となります。

当社株式の大量買付を行なう者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社グループの企業価値向上のために必要不可欠な企業価値の源泉や特徴を理解した上で、これらの中長期的に確保し実現していかなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで、当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行なう者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 導入の目的

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行なう者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するためには、当社株式に対する大量買付が行なわれる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行なうこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断し、本総会までの暫定的措置として、本プランを導入することを決定いたしました。

そして、当社は買収防衛策は株主の皆様の合理的な意思に基づくものである必要があると考えており、本プランの更新について株主の皆様のご承認をお願いしたいと存じます。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### (a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得が行なわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

#### (b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています。

ます。また、買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています（詳細については下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買収を行なう場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(d) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については注1をご参照下さい。）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。

なお、本プラン導入当初の独立委員会は、独立性の高い社外取締役候補者1名（本総会において、同氏を当社社外取締役に選任する内容の第3号議案「取締役1名選任の件」を付議しております。）、社外監査役1名及び独立性の高い有識者1名により構成されております（独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項等については注1をご参照下さい。また、本プラン導入当初の独立委員会を構成する村上光瑋氏、藤原宏高氏及び佐野忠克氏の略歴については別紙をご参照下さい。）。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（注2）（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、あらかじめ本プランに定められる手続に



従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等（注3）について、保有者（注4）の株券等保有割合（注5）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注6）について、公開買付け（注7）を行なう者の株券等所有割合（注8）及びその特別関係者（注9）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行なう買付者等は、当該買付等に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式により日本語で提出していただきます。なお、買付説明書の書式については、買付等を行なう買付者等から連絡を受けてから10営業日以内に送付いたします。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付するものとします。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会の双方に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績（法令違反等をしたことがある場合はその具体的内容等を含みます。）、その他経理の状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する取得時期、取得数、取得価額及び取得方法等、並びに、買付者等による当社の株券等の過去の譲渡に関する譲渡の時期、譲渡数、譲渡価額及び譲渡方法等
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

- ⑥ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意（締結日、相手方及びその具体的内容を含みます。）
- ⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑧ 買付等の後における当社の株主、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行なうべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下本議案において同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から原則として60日間が経過するまで（但し、下記(d)③に記載する場合には、独立委員会は30日間を超えない範囲において当該期間を延長・再延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行ないます。また、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行ない、または当社取締役会の代替案の株主等に対する提示等を行なうものとします。

独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、

独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、適時開示の規則を尊重して情報開示を行ないます。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、下記①から③のとおり当社取締役会に対する勧告等を行なうものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③のとおり勧告等を行なった場合その他独立委員会が適切と考える場合には、当社は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行ないます。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行ないます。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前営業日以降行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行なうことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないとして判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問

わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行ないます。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行なうことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行なう場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行なうに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、その決議により独立委員会検討期間を最大30日間延長することができるものとします（なお、独立委員会は、延長・再延長期間の合計が30日を超えない範囲において、その決議により、独立委員会検討期間をさらに複数回にわたり延長することができるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行なうものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行なうものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行なうものとします。なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行なうまで、買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者は、買付等を行なってはならないものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行なうような行為
  - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行なうことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
  - (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
  - (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない買付等である場合
  - (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社グループの他の株主、従業員、顧客、取引先、地域社会その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
  - (g) 当社グループの企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社グループの従業員、顧客、グループ取引先等との関係を損なうこと等により、当社グループの企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、

本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式(注11)の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者(注12)、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者(注13)、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注14)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

また、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

そのほか、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの当初の有効期間は、本総会の終結の時までとしておりますが、本総会において、本プランの更新に関する株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行なわれ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行なうことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変

更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行ないます。

#### (6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成20年5月8日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(注1) 独立委員会規則概要は以下のとおりです。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役または(iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者のなかから、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の当初の任期は本総会終結の時までとし、本総会において本プランの更新が承認され、有効期間が延長された場合には、独立委員会委員の任期も、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、本新株予約権の無償割当ての中止もしくは本新株予約権の無償取得、またはその他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について決定等を行なう。
- ・独立委員会は各独立委員会委員によって招集され、その決議は、原則として、独立委員会委員のうち全員（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）が出席し、その過半数をもってこれを行なう。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なうことができる。

(注2) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注9) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等



の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注11) 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により交付される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類株式を指すものとします。本議案において同じとします。
- (注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注13) 原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名 村上光鵬（むらかみ こうし）  
 略歴 昭和15年2月8日生まれ  
 昭和42年4月 東京地方裁判所判事補  
 平成11年4月 東京高等裁判所部総括判事  
 平成17年4月 京都大学大学院法学研究科教授  
 平成17年6月 TMI総合法律事務所客員弁護士（現）  
 平成17年11月 株式会社サンエー・インターナショナル社外監査役（現）  
 平成20年4月 横浜国立大学大学院客員教授（現）  
 平成20年6月 当社社外取締役就任予定

（注）村上光鵬氏は社外取締役候補者であり、本総会において選任議案を付議しております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏名 藤原宏高（ふじわら ひろたか）  
 略歴 昭和29年5月21日生まれ  
 昭和60年4月 飯島山田法律特許事務所  
 平成7年4月 ひかり総合法律事務所パートナー（現）  
 平成18年4月 第二東京弁護士会副会長  
 平成18年6月 当社社外監査役（現）  
 平成19年9月 慶応義塾大学法科大学院講師（現）

（注）藤原宏高氏は当社社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏名 佐野忠克（さの ただかつ）  
 略歴 昭和20年7月10日生まれ  
 昭和44年4月 通商産業省入省  
 平成13年1月 経済産業省通商政策局長  
 平成14年7月 経済産業省審議官  
 平成18年1月 外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所弁護士  
 平成18年6月 大和製罐株式会社社外監査役（現）  
 平成19年1月 外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所パートナー  
 弁護士（現）  
 Underwriters Laboratories Inc. (USA) 社外取締役（現）  
 平成20年3月 株式会社リサ・パートナーズ 社外取締役（現）

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上



